

令和8年度

東栄町特定環境保全公共  
下水道事業特別会計  
予算書



議案第37号

令和8年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

令和8年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月5日提出

東栄町長 村上孝治

令和8年度 東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	1,310	人
(2) 年間総処理水量	296,464	m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	812	m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 公共下水道事業収益		
第1項 営業収益		46,238 千円
第3項 営業外収益		87,624 千円
	支	出
第2款 公共下水道事業費用		
第1項 営業費用		163,783 千円
第2項 営業外費用		4,579 千円
第4項 予備費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,453千円は、当年度分損益勘定留保資金25,453千円で補填するものとする。)

	収	入
第3款 公共下水道事業資本的収入		
第3項 他会計出資金		30,497 千円
第6項 負担金等		900 千円
	支	出
第4款 公共下水道事業資本的支出		
第1項 建設改良費		900 千円
第3項 企業債償還金		55,450 千円
第6項 予備費		500 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	東栄町特定環境 保全公共下水道 ストックマネジ メント計画策定 業務委託	37,422千円	令和7年度	0円
				令和8年度	37,422千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,812千円

(他会計からの補助金)

第9条 特定環境保全公共下水道事業特別会計を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、42,196千円と定める。

